

# 藤沢市緊急経済対策 中小企業利子補給事業

中東情勢の影響を受け、売上高等が減少した市内中小企業の皆様へ  
借入金利子を**最大30万円**補助します

対象  
融資

神奈川県中小企業制度融資の  
「**原油・原材料高騰等対策特別融資**」

対象者

藤沢市に主たる事業所を有する中小企業者等  
➤市税の滞納がないことなどの条件があります。

利子  
補給率

**100%**（**上限額：30万円**）

利子補給  
対象期間

**令和8年4月～令和8年12月（利子払込分）**  
➤令和8年4月以降に新たに融資実行されたもの

## ～利子補給までの流れ～

【融資申込※  
～実行】

令和8年4月以降

【書類送付】

令和8年12月以降に  
市から申請書を順次  
郵送

【申請】

金融機関が発行す  
る利子払込証明書  
等を添えて申請

【支給時期】

令和9年3月以降  
（予定）

※神奈川県中小企業制度融資

お問合せ 神奈川県産業労働局金融課（金融相談窓口）  
電話 045-210-5695（9時～17時 土日祝除く）

神奈川県中小企業制度融資  
の詳細はこちら👉



神奈川県中小企業制度融資ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>

【問合せ先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市 経済部産業労働課 商業・総務担当

電話 0466-50-3530（8:30～17:00 土日祝除く）

<藤沢市緊急経済対策中小企業利子補給事業ホームページ>

[https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shokogyo/yushi/rishihokyu\\_kinkyu.html](https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shokogyo/yushi/rishihokyu_kinkyu.html)

詳細はこちら👉



本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です